

# 男鹿半島・大潟ジオパーク推進協議会『応援商品』要項

## 第1条

### 趣 旨

この要項は、男鹿半島・大潟ジオパークのテーマや特徴、ストーリー性を表す商品、または男鹿半島や大潟を産地とする商品に対し、男鹿半島・大潟ジオパーク推進協議会として応援するものであり、それにあたり必要な事項を定める。

## 第2条

### 目 的

四方約 30km の比較的コンパクトな男鹿半島・大潟ジオパークには、過去 7,000 万年間の大地の歴史をほぼ連続して観察できる地層がそろい、日本最大の潟湖である八郎潟から人の手により造成された大地である大潟村があり、他のジオパークでは見られない人と大地の物語がある。

『半島と干拓が育む人と大地の物語』をテーマにする男鹿半島・大潟ジオパークならではの魅力を発信している商品を、男鹿半島・大潟ジオパーク推進協議会として応援することで、持続可能な男鹿半島・大潟地域の実現を目的とする。

## 第3条

### 定 義

この要項において「応援」とは、申請された商品について、基準に適合するものを『男鹿半島・大潟ジオパーク推進協議会応援商品』として認定することをいい、申請が認められた商品を「応援商品」という。

## 第4条

### 応援商品要件

応援商品の要件を下記のとおりとする。

1. 申請者は男鹿半島・大潟ジオパークエリア内の企業・団体・個人であること。
2. 申請者が飲食店営業許可や飲食物の販売、または飲食物以外のものに関してはその販売が認められており、関係法令を遵守していること。
3. 商品の原料そのものまたは、商品の原料に男鹿産・大潟産のものが使われていること。  
または、男鹿半島・大潟ジオパークに関する理念やテーマ、造型が伺えるもの。
4. 申請者が JGN 研修(全国大会・東北大会・全国研修会・各種ジオパークフォーラム)もしくは、秋田県ジオパーク連絡協議会主催講座、または男鹿半島・大潟ジオパーク主催の勉強会・講座のいずれかに2年に1回以上出席しており、ジオパークの理念を理解していると推定できる者であること。
5. 上記全てを満たしたうえで、申請をし、男鹿半島・大潟ジオパーク推進協議会内で認められたもの。

## 第5条

### 申請の方法・申請点数制限

指定の申請用紙に諸事項を記入のうえ、申請商品(数量1)と共に男鹿半島・大潟ジオパーク推進協議会事務局への提出をもって申請となる。申請は1企業(個人事業主)あたり、3点までとする。

## 第6条

### 審査方法・基準

男鹿半島・大潟ジオパーク推進協議会は申請のあった商品に対し、以下の基準で総合的に応援可否の判断をする。

#### 【基準】

- 原料に男鹿／大潟産のものが使われているか。地域らしさがあるか。
- 商品が男鹿半島・大潟ジオパークにつながるストーリー性を有しているか。
- 申請者は過去2年以内に各種ジオパーク研修・勉強会に出席しており、申請者ジオパークの理念を解するものと推定できるか。

## 第7条

### 応援の決定

第6条で可となった者に、『男鹿半島・大潟ジオパーク推進協議会応援商品シール』が交付される。

## 第8条

### 応援の表示方法

応援を認められた申請は以下の手段により、その商品への応援の表示ができる。

1. 交付された当該シールや当該シール内容の印刷等の方法により、対象商品にその旨を表示できる。
2. 「男鹿半島・大潟ジオパーク推進協議会応援商品」としての文言を用い、紙媒体や電子媒体での各種商品の宣伝をすることができる。
3. 男鹿半島・大潟ジオパーク推進協議会内広報媒体での不定期に取り上げ周知されることがある。

## 第9条

### 応援の期間

男鹿半島・大潟ジオパーク推進協議会は当該商品が第4条の要件を満たしている間は、当該商品の「応援」を継続する。

## 第10条

### 応援商品の変更

応援商品について、申請した内容に変更が生じたときは、変更内容が分かる書面と共に、速やかに当推進協議会に届け出なければならない。しかし、セールや値引きによる価格の変更はこの限りではない。

## 第11条

### 応援の取り消し

当該申請者または商品が以下の事由に該当する場合は男鹿半島・大潟ジオパーク推進協議会はその商品の「応援」を取り止める。その際、交付した応援シールはその残数の全てに返却を求めることとする。

1. 商品が廃止となり、再開の見込みがないとき
2. 第10条(応援商品の変更)の内容により、応援の継続が難しいと判断したとき
3. 申請内容に虚偽があり、それが判明したとき
4. 申請者や当該商品に法令違反のあったとき
5. 反社会勢力とのつながりが認められたとき
6. その他、応援が適当でないと当推進協議会が判断したとき

## 第12条

### 申請者の責務

応援を認められた申請者は、商品の生産・製造・流通・販売等において、当該商品に係る法令等への抵触、事故、苦情が発生したとき、その一切の責務を負い、当該事故等の解決に向け誠実な対応をする。

## 第13条

### 商品の瑕疵による損害賠償

応援商品の瑕疵により事故が発生した場合は、申請者がその損害賠償の責務を負うものとし、当協議会はその原因如何に関わらず、これを負わない。

## 第14条

### その他

要項に定めていないものや疑義のあるものに関しては、男鹿半島・大潟ジオパーク推進協議会・申請者の両者による協議にて解決する。

## 附 則

1. この要項は令和元年10月1日から施行する。